令和６年度

償却資産申告の手引き

豊　川　市

平素から、市税につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和６年度の償却資産（固定資産税）の申告の時期がまいりましたので、ご案内いたします。

償却資産の所有者は、地方税法第３８３条（固定資産税の申告）の規定により、毎年１月１日現在の豊川市内に所在する償却資産を申告していただくことになっております。この手引きを参考に、同封の申告書に所定事項をご記入の上、期日までに提出してください。

できる限り、郵送やeLTAX（電子申請）での申告をお願いします。

申告書の法定提出期限は令和６年１月31日（水）ですが、事務処理の都合上、なるべく**令和６年１月19日（金）**までに提出してくださるようご協力をお願いします。

eLTAX（電子申請）で申告される方へのお願い

○本市の申告書に印字してある**「所有者コード」**を記入してください。

eLTAXで申告される方も、本市が指定した**「所有者コード」**を記入してください。

※中面の一部P10より

《提出及び問合せ先》

豊川市役所 財務部資産税課償却資産係

〒442-8601　豊川市諏訪１丁目１番地

TEL（０５３３）８９－２１３０

豊川市　償却　流れ　検索

http://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi/zei/koteishisan/sinkokukaranouzei.html

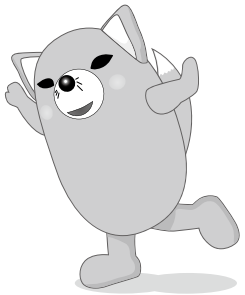

豊川市宣伝部長
兼おもてなC部長
©いなりん

《 目 次 》

Ⅰ　償却資産のあらまし

1　固定資産税における償却資産とは…… 1
2　資産種類ごとの主な償却資産…… 1
3　申告が必要な償却資産…… 2
4　業種別の主な償却資産…… 3
5　償却資産と家屋の区分…… 4
6　償却資産の課税対象となる車両…… 5
7　リース資産について…… 5
8　固定資産税の申告と国税（所得税・法人税）申告の主な相違点…… 6
9　短縮耐用年数又は増加償却の一時償却…… 6
10　非課税となる償却資産…… 6
11　減免…… 6
12　課税標準の特例…… 7

Ⅱ　償却資産の申告方法

1　作成の単位…… 8
2　作成方法等…… 8
3　提出期限…… 9
4　提出方法…… 9
5　調査協力のお願い…… 9
6　過年度への遡及について…… 9
7　償却資産申告書・種類別明細書の記入例
⑴資産の増減があった場合や特例資産を取得した場合…… 10・11
⑵太陽光発電設備を取得した場合…… 12・13
⑶農業用設備を取得した場合…… 14・15

Ⅲ　参考資料

1　償却資産の評価から税額算出まで…… 16
2　賃貸住宅（アパート）における償却資産の例…… 17
3　減価残存率表……最終頁

Ⅰ　償却資産のあらまし

１　固定資産税における償却資産とは

固定資産税の課税客体である償却資産とは、地方税法第 341 条で定める土地及び家屋以外の事業の用に供することができる構築物、機械、車両及び運搬具、工具、器具、備品等の有形の固定資産を償却資産といい、土地や家屋と同じく固定資産税が課税されます。

その減価償却費が法人税法または所得税法の規定により、所得の計算上損金または必要経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

ただし、自動車税・軽自動車税の課税客体となるものは除きます。

２　資産種類ごとの主な償却資産

◎償却資産は、下表に示すとおり第１種から第６種に分類されます。

分類	資産の種類	固定資産税の課税対象となる償却資産の例示
1	構　築　物	舗装路面、庭園、門、ブロック塀、フェンス、緑化施設、土木設備、屋外給排水設備等の外構工事、ビニールハウス、看板等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、内装、空調設備等 （償却資産と家屋の区分：Ｐ４）をご参照ください。
2	機械及び装置	各種製造機械、土木建設機械（ブルドーザー・パワーショベル等）、輸送用機械、機械式駐車場設備、太陽光発電設備等
3	船　舶	漁船、客船、貨物船、遊覧船、モーターボート、ヨット等
4	航　空　機	飛行機、グライダー、ヘリコプター等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（フォークリフト・トラクター等） （償却資産の課税対象となる車両：Ｐ５）をご参照ください。
6	工具・器具・備品	事務机･椅子、応接セット、パソコン、医療機器、理容及び美容機器、ルームエアコン、レジスター等

３　申告が必要な償却資産

令和６年１月１日現在において事業の用に供することができる資産（次の（1）、（2）の要件を満たすものを含む。）の所有者は、毎年１月 31 日までに１月１日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります（地方税法第 383 条）。

（注）償却資産を他の事業者に事業用として貸し付けている方で賃貸期間満了後に資産が使用者の所有物になるような場合を除き、リース会社等の資産の貸主（所有者）が資産を申告する必要があります。

（１）次に掲げるものも、事業の用に供することができる状態であれば、申告対象になります。

①　償却済資産（耐用年数が経過した資産）

②　建設仮勘定で経理されている資産

③　簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

④　遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

⑤　未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

⑥　借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産

⑦　福利厚生施設（社宅・宿舎等）で使用されている資産

（２）少額資産は、取得価額と税務会計上の経理区分によっては、申告対象になります。

償却資産の取得価額は、その資産を取得するために通常支出すべき金額とされています。資産本体の価額のほか、引取運賃、荷役費、購入手数料、設計管理費、据付費等の付帯費用も含みます。なお、消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税を含めた取得価額で申告していただくことになります。少額資産の申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。

詳しくは、下表を参考にしてください。

取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
個別減価償却　※１	○	○	○	○
中小企業特例　※２	○	○	○	
一時損金算入	×			
３年一括償却	×	×		
平成 20 年４月１日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の２第１項又は所得税法第 67 条の２第１項に規定するリース資産	×	×	○	○

○＝申告が必要　×＝申告不要

※１　個人の方については、平成 10 年４月１日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産は全て必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

※２　租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産については、申告対象になります。

４　業種別の主な償却資産

主な償却資産を業種別に例示しますと、下表のとおりです。　（　）内の数字は耐用年数

業　　種	主な償却資産の内容
共　　通	アスファルト舗装（10）、コンクリート舗装（15）、タイムレコーダー（５）、事務机（15）、事務椅子（15）、応接セット（８）、キャビネット（15）、金庫（20）、レジスター（５）、コピー機（５）、ルームエアコン（６）、パーソナルコンピュータ（４）、サーバー（５）、間仕切り（３又は 15）、LAN 配線（10）、看板（10）、受変電設備（15）、太陽光発電設備（１７）等
飲　食　業	テーブル（5）、椅子（5）、厨房用品（5）、カラオケ（5）、冷蔵庫（6）等
理・美容業	理・美容椅子（5）、消毒殺菌器（５）、タオル蒸器（５）、パーマ器（５）、サインポール（３）、湯沸かし器（６）等
クリーニング業	洗濯機（13）、脱水機（13）、ドライ機（13）、プレス（13）、給排水設備（15）等
小　売　業 食肉鮮魚販売業	冷凍機（9）、肉切断機（9）、挽肉機（9）、電子秤（5）、冷蔵ストッカー（4）、陳列ケース（６又は８）、冷蔵庫（６）、自動販売機（５）等
加工・修理業	旋盤（10）、ボール盤（10）、フライス盤（10）、プレス（10 又は 15）、測定工具（５）、工業用水道（15）等
医（歯科）業	レントゲン機器(6)、調剤機器(６)、ファイバースコープ(６)、消毒殺菌用機器(４)、手術機器（５）、歯科診療ユニット（７）等
農業・畜産業	ビニールハウス（骨格部分：金属製のもの（１４）、その他ハウス（８））、農耕用車輌（小型特殊自動車を除く。）(7)、温室管理装置や乾燥機等の農業機械設備（7）給排水設備（15）等
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分（10）、コンクリート造の塀（15）、フェンス（10）、緑化施設（20）、太陽光発電設備（17）、自転車置場（10）、屋外給排水設備（15）、看板（10）等 ※賃貸住宅（アパート）については、P17 もご参照ください。
建　設　業	ブロックゲージ（５）、ポータブル発電機（6）、ブルドーザやパワーショベル等の大型特殊自動車（6）等
娯　楽　業	パチンコ台(2)、パチスロ台(3)、ゲームマシン(15)、POS システム(5)、両替機(５)、玉貸機（５）、玉洗浄機（10）、島台（５又は 10）、店内放送設備（6）等
ガソリン給油所	独立キャノピー（45）、屋外照明設備（15）、地下タンク（８又は 15）、洗車機（8）、ガスボンベ（6）、オートリフト（15）等

（注）　耐用年数は、中古等の例外を除き基本的には減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表に基づき法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数をご使用ください。なお、平成 20 年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成 21 年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

５　償却資産と家屋の区分

建物附属設備は、家屋に含まれるものと償却資産に含まれるものに区分されます。

また、事業所家屋が自己所有であるか借家であるかによって、申告が必要となるものが異なります。

事業所家屋の所有者と償却資産の区分

事業所家屋の所有区分	償却資産として申告が必要なもの
自己所有の場合	独立した機器としての性格が強いものや、家屋と構造上一体でないもの、屋外の設備（一般的な区分は下記のとおり）
借家の場合	賃借人（テナント）が取り付けた床・壁・天井、店舗造作等工事一式及び建築設備全て

事業所家屋が自己所有の場合の償却資産と家屋の区分

設備の種類		償却資産とするもの（申告が必要）	家屋とするもの（申告不要）
電気	受変電設備	**設備一式**	（屋根材として設置された太陽光発電設備のパネルと架台部分は、家屋に区分）
	予備電源設備		
	中央監視設備		
	LAN 設備		
	動力配線設備	**特定の生産又は業務用設備**	左記以外の設備
	電話設備	**電話機、交換機等の機器**	配管・配線等
	放送・拡声設備	**マイク、スピーカー等の機器**	
	監視カメラ設備	**カメラ、受像機（テレビ）**	
	電灯コンセント設備、照明器具設備		設備一式
	インターホン設備		
	避雷設備		
	火災報知設備		
衛生	給排水設備	**特定の生産又は業務用設備**	左記以外の設備
	ガス設備		
	局所式給湯設備	**電気温水器・湯沸器用**	ユニットバス用、床暖房用等
	消火設備	**消火器、避難器具、ホース及びノズル等**	消火栓設備、スプリンクラー設備等
	衛生設備		設備一式（洗面器、大小便器等）
空調	空調設備	**ルームエアコン（壁掛･据置型など）**	家屋と一体となったもの
	換気設備	**特定の生産又は業務用設備**	左記以外の設備
その他	運搬設備	**工場用ベルトコンベア**	エレベーター、エスカレーター等
	厨房設備	**顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル・寮・病院等の設備）**	左記以外の設備
	洗濯設備		

6　償却資産の課税対象となる車両

下表のとおり、車両の分類ごとに対象となる税目が異なります。

車両の種類		自動車税	軽自動車税	固定資産税（償却資産）
普通自動車		○		×（申告不要）
軽自動車			○	
原動機付自転車			○	
オートバイ			○	
小型特殊自動車	※下記の規格表を参考に判断してください。		○	
大型特殊自動車				**○（申告が必要）**

◎大型特殊自動車（フォークリフト、トラクター等）は、全て申告が必要です。

（例）

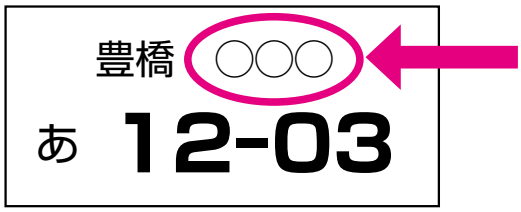

この数字が０、００～０９、０００～０９９及び、９、９０～９９、９００～９９９となっているものが大型特殊自動車です。

小型特殊自動車の規格（以下の基準をひとつでも超えていれば、大型特殊自動車です）

	長さ（m）	幅（m）	高さ（m）	最高速度（ｋｍ／ｈ）	原動機総排気量（リットル）
農耕用作業自動車	制限なし	制限なし	制限なし	３５未満	制限なし
上記以外の特殊自動車	4.70	1.70 以下	2.80 以下	15 以下	制限なし

7　リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人に申告していただく場合と、資産を借りて事業に使用している人に申告していただく場合に分かれます。

リース契約の内容	資産を貸している人	資産を借りている人
通常の賃貸契約による資産 賃貸期間満了と同時に資産が回収される場合	○ **（申告が必要）**	× （申告不要）
実際の売買に当たるようなリース資産 賃貸期間満了後に資産が使用者の所有物となる場合	× （申告不要）	○ **（申告が必要）**

８　固定資産税の申告と国税（所得税・法人税）申告の主な相違点

区　分	固定資産税（償却資産）	国　税
償却計算の基準日	賦課期日（＝１月１日）	事業年度（決算期）
一般資産の減価（償却）の方法	定率法（計算例→Ｐ１６） （法人税法等の旧定率法で用いる償却率と同様）	定率法又は 定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（１／２の減価率）	月割償却
圧縮記帳の制度	制度なし （本来の取得価額で申告が必要）	制度あり
特別償却・割増償却	制度なし（通常の減価率で減価）	制度あり
評価額の最低限度	取得価額の５% （償却済資産は申告が必要）	備忘価格（１円まで）
改良費（資本的支出）	区分評価 （本体資産と分けて申告が必要）	原則区分評価

９　短縮耐用年数又は増加償却の一時償却

令和５年１月２日から令和６年１月１日までの間に、耐用年数の短縮又は増加償却の一時償却を適用している資産がある場合は、国税局長又は税務署長への承認通知書の写し又は届出書の写しを申告書に添付してください。これらの資産については、税務会計の取扱いに準じて評価額が算出されます。

１０　非課税となる償却資産

地方税法第３４８条第２項、第４項、第５項、第６項、第７項及び第８項に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する資産を新たに取得された場合は、「固定資産税非課税適用申告書」に必要事項を記載の上、関係書類の写し等、添付資料とともに提出してください。

１１　減免

償却資産が、火災、風水害、震災等で被害を受けたときなど、豊川市市税条例で定める要件を満たす場合は、「固定資産税減免申請書」により減免を受けることができます。

※非課税・減免の手続きにつきましては、資産税課償却資産係までお問い合わせください。

12　課税標準の特例

一定の要件に該当するものは、課税標準の特例が適用されます。（抜粋）課税標準の特例が適用される資産を取得された場合は、「固定資産税課税標準特例適用申告書」に必要事項をご記入の上、事実を証する書類等を添付して提出してください。なお、下表の特例率は条例により規定されているものです。

※「固定資産税課税標準特例適用申告書」は、資産税課又は豊川市ホームページにあります。

適用条項	固定資産（施設・設備）の種類	特例率	適用期間	事実を証する書類（写し）
地方税法				
第349条の3第27項	家庭的保育事業の認可を受けた者が直接事業の用に供する資産	3分の1	期限なし	・当該事業に係る認可証 ・事業の用に供していることが確認できる資料
第349条の3第28項	居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する資産	3分の1	期限なし	
第349条の3第29項	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産	3分の1	期限なし	
地方税法附則				
第15条第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設	2分の1	期限なし	・特定施設設置届出書又は特定施設の構造等変更届出書（受理印のあるもの） ・汚水又は廃液の処理施設の設備であることがわかる書類
第15条第2項第5号	公共下水道を使用する者が当該工場等に設置した除害施設	5分の4	期限なし	・除害施設設置届出等 ・下水除害施設の設備であることがわかる書類
第15条第21項	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき取得された津波対策に資する資産	2分の1	4年間	・特例の対象になる資産があることがわかる書類
第15条第23項第1号	指定避難用償却資産	3分の2	5年間	・指定避難施設に指定されたことがわかる書類
第15条第23項第2号	協定避難用償却資産	2分の1	5年間	・管理協定に関する書類
第15条第25項第1号イ	特定太陽光発電設備 (1,000kW未満)	3分の2	3年間	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書
第15条第25項第1号ロ	特定風力発電設備 (20kW以上)	3分の2	3年間	・再生可能エネルギー発電設備確定通知書
第15条第25項第1号ハ	特定地熱発電設備 (1,000kW未満)	3分の2	3年間	
第15条第25項第1号ニ	特定バイオマス発電設備 (10,000kW以上20,000kW未満)	3分の2	3年間	
第15条第25項第2号イ	特定太陽光発電設備 (1,000kW以上)	4分の3	3年間	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書
第15条第25項第2号ロ	特定風力発電設備 (20kW未満)	4分の3	3年間	・再生可能エネルギー発電設備確定通知書
第15条第25項第2号ハ	特定水力発電設備 (5,000kW以上)	4分の3	3年間	
第15条第25項第3号イ	特定水力発電設備 (5,000kW未満)	2分の1	3年間	
第15条第25項第3号ロ	特定地熱発電設備 (1,000kW以上)	2分の1	3年間	
第15条第25項第3号ハ	特定バイオマス発電設備 (10,000kW未満)	2分の1	3年間	
第15条第32項	特定事業所内保育施設	3分の1	5年間	・企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書 ・施設平面図
第15条第45項	中小企業等が認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の設備等 （賃上げ表明無し） ・令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得	2分の1	3年間	・先端設備等導入計画の認定書 ・工業会等による仕様等証明書 （リース会社が申告する場合） ・リース契約書 ・固定資産税軽減計算書
	中小企業等が認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の設備等 （賃上げ表明有り） ・令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得	3分の1	5年間	
	中小企業等が認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の設備等 （賃上げ表明有り） ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得	3分の1	4年間	
第64条	中小企業等が認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の設備等 ・令和5年3月31日までに取得	0	3年間	・先端設備等導入計画の認定書 ・工業会等による仕様等証明書 （リース会社が申告する場合） ・リース契約書 ・固定資産税軽減計算書

Ⅱ　償却資産の申告方法

１　作成の単位

豊川市内に所在する償却資産について、必要に応じて「償却資産申告書」、「種類別明細書」、増減がある場合は「種類別明細書（増加用・減少用）」を作成してください。

（注）市内に２か所以上の事業所がある場合は、主たる事業所にまとめてご記入ください。

２　作成方法等

所在、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、この「申告の手引き」を熟読の上、記入例（→Ｐ10～15）を参考に作成してください。

（注１）非課税資産、課税標準の特例が適用される資産、短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産や資産が増加した事由について、特記すべき事項がある場合は「種類別明細書」の「摘要」欄にその旨をご記入ください。

（注２）新たに非課税資産、課税標準の特例等が適用される資産がある場合は、別途書類の提出が必要です。詳しくは、豊川市ホームページをご覧いただくか、資産税課償却資産係までお問い合わせください。

（１）今までに申告されたことがある方（資産の増減あり・増減なし申告）

令和５年１月２日から令和６年１月１日までの増加資産及び減少資産をご申告ください。増加・減少がなかった場合も、「増減なし」のご申告をお願いします。また、昨年１月１日時点で償却資産を所有されている方には「種類別明細書」を同封しておりますので、そちらもご確認の上、申告書の提出をお願いいたします。

申告区分	申告書	種類別明細書	記入事項
資産増減なし	○	×	申告書の（イ）欄の数値を（二）欄にご記入いただき、「18 備考」欄の**「前年度中増減なし」**を○で囲んでください。
資産増減あり	○	○	申告書の（イ）～（二）欄の数値を訂正していただき、種類別明細書には増加資産がある場合は追記してください（申告漏れを含む）。また、減少資産がある場合は朱線で訂正してください。参考→Ｐ10、11）

○＝申告が必要　×＝申告不要

（２）初めて申告をする方（全資産申告・該当資産なし申告）

申告区分	申告書	種類別明細書	記入事項
申告する資産がある方	○	○	種類別明細書には、豊川市内に所在する全資産をご記入ください。
申告する資産がない方	○	×	申告書の「18 備考」欄の**「該当資産なし」**を○で囲んでください。

○＝申告が必要　×＝申告不要

（3） 電算又は eLTAX により申告する方

令和６年１月１日現在において豊川市内に所在する全ての償却資産について、**「償却資産申告書」**を作成し**「種類別明細書（全資産用）」**を添付の上、ご申告ください。ただし、**資産の増減がある場合は、「種類別明細書（増加用・減少用）」**を添付してください。

なお、本市ではプレ申告データを送信できませんので、ご了承ください。

３　提出期限

令和６年１月 31 日（水）

期限間近になりますと、窓口が混雑しますので、**１月 19 日（金）**までの提出にご協力ください。

４　提出方法（eLTAX による申告を除く）

（1） ご持参いただく場合

平日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までの間に、豊川市役所 資産税課（北庁舎１階）で受け付けます。

（2） 郵送していただく場合 ※

〈提出先〉（背表紙のラベルを切り取って、封筒の宛先にご利用ください。）

〒 442-8601　豊川市諏訪１丁目１番地

豊川市 財務部 資産税課 償却資産係

※控えが必要な場合は、返信用封筒（切手貼付）をご同封ください。

５　調査協力のお願い

固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、質問、帳簿書類・現物の確認等による調査を行い、公正な評価に努めることとされています（地方税法第 403 条第２項）ので、本市では償却資産の申告が公平かつ適正に行われているかを確認するため、償却資産の調査を実施しています。また、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります（地方税法第 353 条、第 354 条の 2）。今後、調査をお願いした場合はご協力をお願いします。

６　過年度への遡及について

申告内容の修正や資産の申告漏れ等があった場合は、過年度に遡って（最大５年度分。偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は、最大７年度分）課税されることがあります（地方税法第 17 条の５第５項、第７項）。

なお、過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は１回となりますのでご留意ください。

7　償却資産申告書・種類別明細書の記入例

（１）資産の増減があった場合や特例資産を取得した場合

「1 住所」
　個人の場合は、住民登録上の住所及び氏名を、法人の場合は、固定資産税に関する事務を行う事務所所在地を記入してください。

氏名欄の訂正
（**「18 備考」**欄にも、その理由を記入してください。）

「3 個人番号又は法人番号」
　個人番号を記入された場合は、提出の際に個人番号通知等の番号確認ができるもの及び運転免許証等の身元確認ができるもの、又は個人番号カードの提示（郵送の場合は写しの同封）が必要となります。
　法人の場合は、法人番号確認のための書類等は不要です。
（注）番号が記載されていないことを理由に申告をお断りすることはございません。

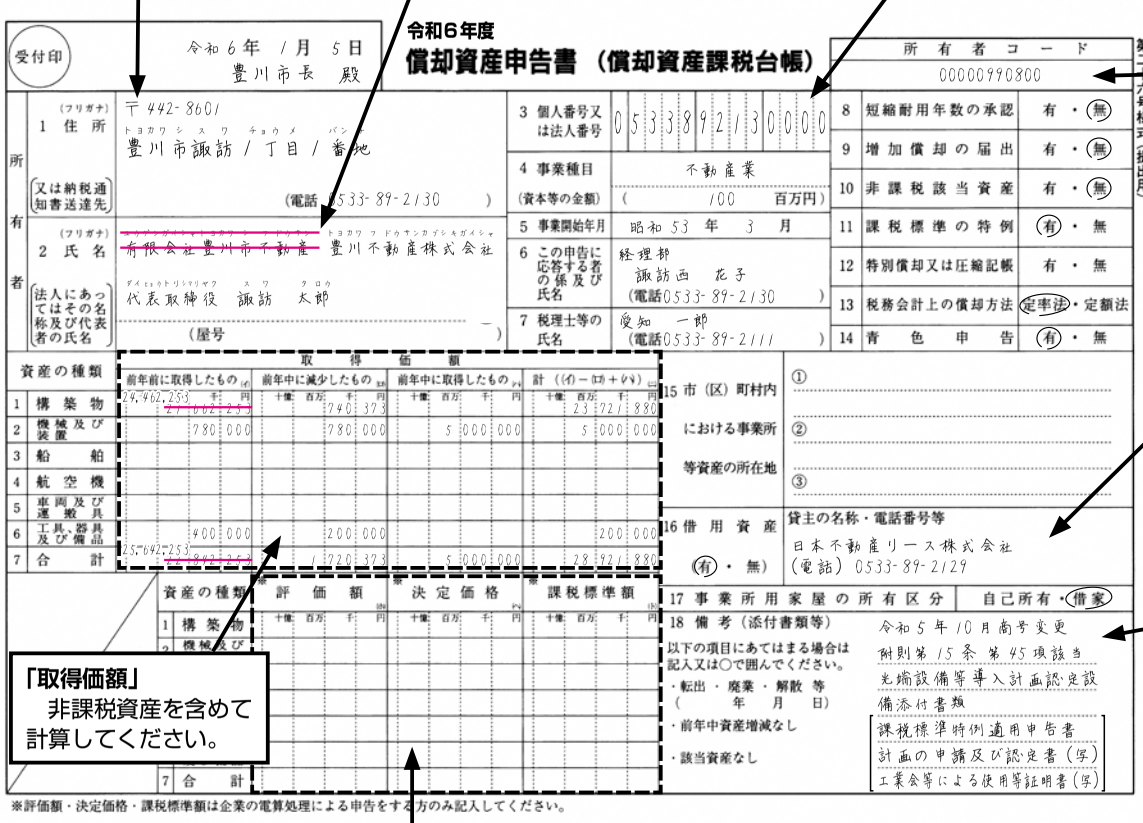
令和6年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付印　令和6年 1月 5日　豊川市長 殿

所有者
1 住所（フリガナ）〒442-8601 トヨカワシスワチョウメバンチ 豊川市諏訪 / 丁目 / 番地
（又は納税通知書送達先）（電話 0533-89-2130）
2 氏名（フリガナ）~~ユウゲンガイシャトヨカワシドウサンカブシキガイシャ 有限会社豊川市不動産~~ トヨカワフドウサンカブシキガイシャ 豊川不動産株式会社
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）ダイヒョウトリシマリヤク スワ クロウ 代表取締役 諏訪 太郎
（屋号　　）

3 個人番号又は法人番号 0533892130000
4 事業種目 不動産業
（資本等の金額）（ /100 百万円）
5 事業開始年月 昭和 53 年 3 月
6 この申告に応答する者の係及び氏名 経理部 諏訪西 花子（電話0533-89-2130）
7 税理士等の氏名 愛知 一郎（電話0533-89-2111）

所有者コード 00000990800
第二十六号様式（提出用）

8	短縮耐用年数の承認	有・(無)
9	増加償却の届出	有・(無)
10	非課税該当資産	有・(無)
11	課税標準の特例	(有)・無
12	特別償却又は圧縮記帳	有・無
13	税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法
14	青色申告	(有)・無

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)−(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	24,402,253 / 27,602,253	740,373		23,721,880
2 機械及び装置	780,000	780,000	5,000,000	5,000,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	400,000	200,000		200,000
7 合計	25,682,253 / 28,382,253	1,720,373	5,000,000	28,921,880

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び			
7 合計			

※評価額・決定価格・課税標準額は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地
①
②
③

16 借用資産（(有)・無）
貸主の名称・電話番号等
日本不動産リース株式会社
（電話）0533-89-2129

17 事業所用家屋の所有区分　自己所有・(借家)

18 備考（添付書類等）
以下の項目にあてはまる場合は記入又は○で囲んでください。
・転出・廃業・解散等（　年　月　日）
・前年中資産増減なし
・該当資産なし

令和5年10月商号変更
附則第15条第45項該当
光熱設備等導入計画認定設備添付書類
課税標準特例適用申告書
計画の申請及び認定書（写）
工業会等による使用等証明書（写）

*eL*TAX で申告される方も、本市が指定した**「所有者コード」**を記入してください。

「16 借用資産」
　借用資産がある場合は、貸主名、連絡先を記入してください。

「18 備考」
　該当項目を○で囲み、次の事項を記入してください。
①前年中に資産の所在地、所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合は、異動年月日、旧住所及び名称
②納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名
③添付書類がある場合は、その名称
④その他、この申告に必要な事項

「取得価額」
　非課税資産を含めて計算してください。

「評価額」「決定価格」「課税標準額」：電算処理による申告以外は記入なしで構いません。

資産の種類
償却資産の分類に応じ、1～6の数字を記入してください。
（参考：P1）

種類別明細書

年号　3…昭和
4…平成　5…令和

00000990800

所有者名：豊川不動産株式会社

1 枚のうち 1 枚目

第二十六号様式別表一（提出用）

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額 (イ)	耐用年数	減価残存率 (ロ)	価額 (ハ)	課税標準の特例 率	コード	課税標準額	増加事由	摘要
01	1		駐車場アスファルト舗装	1	4	3	4	3,300,500	10						1・2・3・4	
02	1		駐車場アスファルト舗装改修工事	1	4	17	8	1,300,000	10						1・2・3・4	
03	1		受変電設備	1	4	28	2	7,591,380	15						1・2・3・4	
04	1		~~電気工事一式~~ 照明設備一式	1	4	28	2	5,130,000	15						1・2・3・4	名称変更
05	1		給排水設備	1	4	28	2	1,600,000	15						1・2・3・4	
06	1		~~事務所自転車置場~~	~~1~~	~~4~~	~~3~~	~~4~~	~~740,373~~	~~15~~						1・2・3・4	除却
07	1		内装工事一式	1	4	28	2	2,000,000	18						1・2・3・4	
08	2		~~社員食堂厨房設備~~	~~1~~	~~4~~	~~3~~	~~4~~	~~700,000~~	~~8~~						1・2・3・4	R5.8 豊橋営業所へ
09	6		ルームエアコン（事務所壁掛）	~~2~~ /	4	17	8	~~400,000~~ / 2,000,000	6						1・2・3・4	一部売却
10															1・2・3・4	
11	1		緑化施設（事務所生垣）	1	4	28	2	2,800,000	20						1・2・3・(4)	申告漏れ
12	2		三次元測定器：先端設備等導入計画認定設備	1	5	5	4	5,000,000	10						(1)・2・3・4	第15条第3項
13															1・2・3・4	
14															1・2・3・4	
15															1・2・3・4	
16																
17																
18																
19																
20																
			小計					28,921,880								

この欄の記入は不要です。

電算処理による申告以外は、この欄の記入は不要です。

「増加事由」
1…新規取得　2…中古品取得
3…移動による受入れ　4…その他

「摘要」
・非課税・特例・短縮耐用年数・増加償却等の資産の価格決定に関する事項
・資産の減少、移動等資産の増減理由に関連する事項

※特例について
・特例資産を取得された場合は、「課税標準の特例について（P7）」をご覧ください。

注意「増加事由」の欄は、1.新品取得 2.中古品取得 3.移動による受入れ 4.その他のいずれかに○印を付けて下さい。

1……明治　3……昭和　5……令和
2……大正　4……平成

※種類別明細書が不足した場合は、送付した「種類別明細書」をコピーしていただくか、豊川市ホームページから様式をダウンロードしてお使いください。

（2）太陽光発電設備を取得した場合

太陽光発電設備（フェンスを含む）を令和５年６月に取得した場合の記載例

・太陽光発電設備の取得価額（工事費等を含む）4,400,000 円（資産の種類：２ 機械及び装置　耐用年数 17 年）

・フェンスの取得価額（工事費等を含む）880,000 円（資産の種類：１ 構築物　耐用年数 10 年）

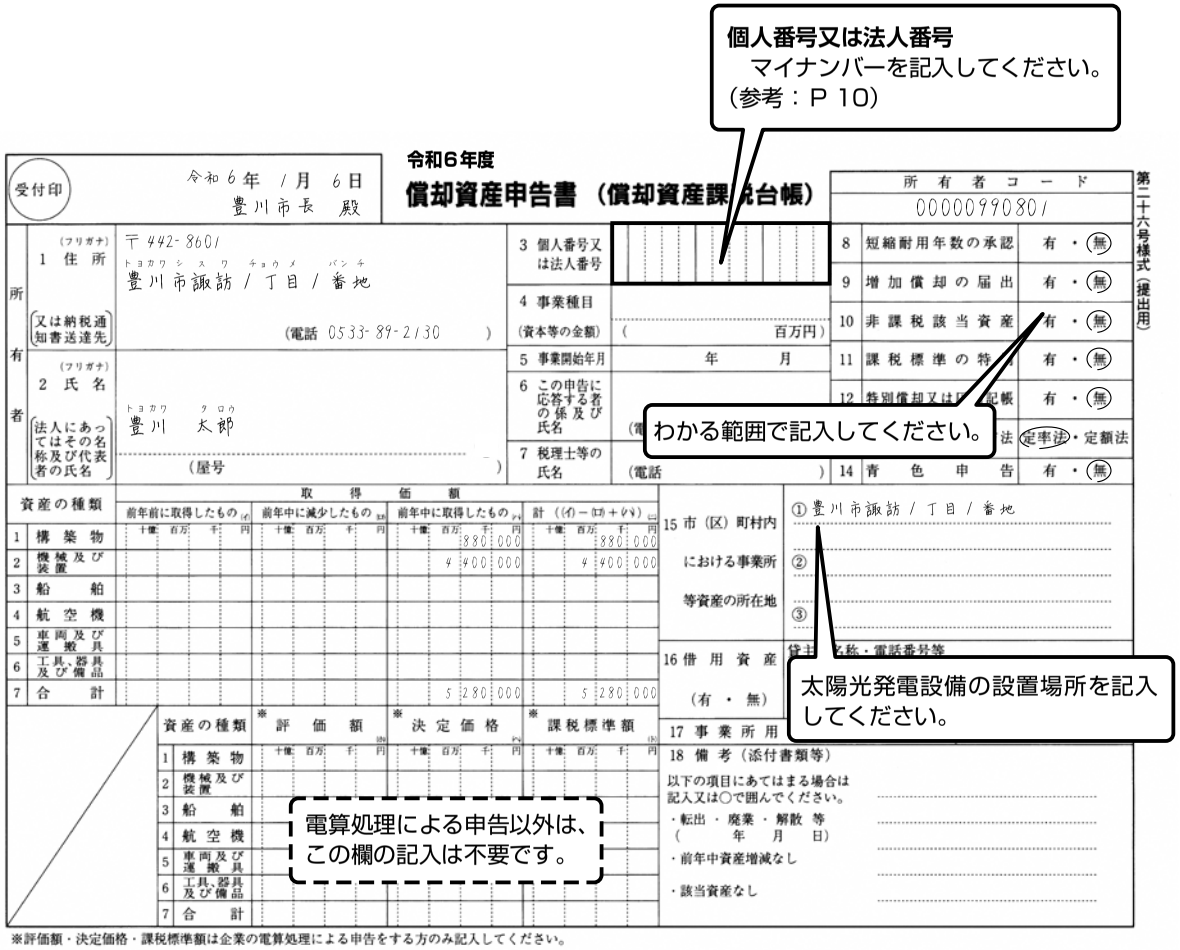

◎太陽光発電設備を設置された方へ

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。以下をご参考に、所有している太陽光発電設備の設置状況を確認してください。

１．設置者、発電規模による償却資産申告の必要性

個人	売電する場合は事業用資産となり、発電に係る設備は申告が必要です。
法人 ・ 個人事業主	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、申告が必要です。 ※売電しない場合でも、申告が必要です。

２．課税対象となる償却資産

・太陽光パネル（架台に乗せて屋根に設置した場合や、地上や家屋の要件を満たしていない構築物などに設置した場合）・架台・送電設備・電力計・パワーコンディショナーなど

※太陽光パネルについて、家屋と一体になっている建材（屋根材）は、課税対象ではありません。

令和 6 年度

種類別明細書

第二十六号様式別表一（提出用）

所有者コード
00000990801

所有者名	
豊川　太郎	1 枚のうち 1 枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額 (イ)	耐用年数	減価償却残存率 (ロ)	価額 (ハ)	課税標準の特例 率	コード	課税標準額	増加事由	摘要
01	1		フェンス工事	1	5	5	6	880000	10						①2	
02	2		太陽光発電設備	1	5	5	6	4400000	17						3・4	
03															1・2 3・4	
04															1・2 3・4	
05															1・2 3・4	
															1・2 3・4	
															1・2 3・4	
															1・2 3・4	
															1・2 3・4	
09															1・2 3・4	
10															1・2 3・4	
11															1・2 3・4	
12															1・2 3・4	
13															1・2 3・4	
14															1・2 3・4	
15															1・2 3・4	
16															1・2 3・4	
17															1・2 3・4	
18															1・2 3・4	
19															1・2 3・4	
20															1・2 3・4	
			小計					5280000								

年号
4…平成　5…令和

資産の種類
償却資産の分類に応じ、1～6の数字を記入してください。
（参考：P１）

太陽光パネルの他に、架台・送電設備・電力計等一式が申告対象となります。

太陽光発電設備の法定耐用年数は、17 年です。
（参考：P３）

取得価額について
本体価格だけでなく、設置工事費用を含む合計金額を記入してください。
●確定申告で減価償却費を計上している場合
確定申告と同じ金額で申告してください。ただし、補助金分を減額するなど圧縮記帳をしている場合は、減額前の金額で申告してください。
●確定申告をしていない場合
工事契約書等、金額の詳細がわかる資料でご確認の上、記入してください。
○消費税の取扱い
消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税を含めた取得価額で記入してください。

この欄の記入は不要です。

電算処理による申告以外は、この欄の記入は不要です。

注意「増加事由」の欄は、1.新品取得　2.中古品取得 3.移動による受入れ　4.その他のいずれかに○印を付けて下さい。

1……明治　3……昭和　5……令和
2……大正　4……平成

（3）農業用設備を取得した場合（令和５年 11 月取得）

・ビニールハウス金属製（工事費等を含む）1,100,000 円（資産の種類：１ 構築物　耐用年数 14 年）
・ビニールハウス（パイプハウス：工事費等を含む）880,000 円（資産の種類：１ 構築物　耐用年数８年）
・乾燥機 700,000 円（資産の種類：２ 機械及び装置　耐用年数７年）
・保冷庫 200,000 円（資産の種類：６ 工具、器具及び備品　耐用年数６年）

受付印　令和６年 １月 ６日　豊川市長 殿

令和6年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

所有者コード：00000990802

所有者
1 住所（又は納税通知書送達先）：〒442-8601 豊川市諏訪 / 丁目 / 番地（電話 0533-89-2130）
2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）：豊川 一郎（屋号）
3 個人番号又は法人番号：
4 事業種目（資本等の金額）：（ 百万円）
5 事業開始年月：年 月
6 この申告に応答する者の係及び氏名：豊川 一郎（電話 0533-89-2130）
7 税理士等の氏名：（電話 ）

8	短縮耐用年数の承認	有・無
9	増加償却の届出	有・無
10	非課税該当資産	有・(無)
11	課税標準の特例	有・(無)
12	特別償却又は圧縮記帳	有・(無)
13	税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法
14	青色申告	有・(無)

個人番号又は法人番号
マイナンバーを記入してください。
（参考：Ｐ 10）

わかる範囲で記入してください。

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)−(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物			1,980,000	1,980,000
2 機械及び装置	1,200,000		700,000	1,900,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品			200,000	200,000
7 合計	1,200,000		2,880,000	4,080,000

資産の種類	※評価額 (ホ)	※決定価格 (ヘ)	※課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

電算処理による申告以外は、この欄の記入は不要です。

15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地：①　②　③

16 借用資産（有・(無)）：貸主の名称・電話番号等

17 事業所用家屋の所有区分：(自己所有)・借家

18 備考（添付書類等）
以下の項目にあてはまる場合は記入又は○で囲んでください。
・転出・廃業・解散 等（ 年 月 日）
・前年中資産増減なし
・該当資産なし

※評価額・決定価格・課税標準額は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

令和６年度

種類別明細書

所有者コード
00000990802

所有者名

／ 枚のうち
／ 枚目

第二十六号様式別表一（提出用）

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額 (イ)	耐用年数	減価残存率 (ロ)	増加事由	摘要
01	2		ボイラー	1	4	28	3	650,000	7		1・2・3・4	
02	2		灌水ポンプ一式	1	4	29	5	550,000	7		1・2・3・4	
03	1		ビニールハウス	1	5	5	11	880,000	8		①・2・3・4	
04	1		ビニールハウス	1	5	5	11	1,100,000	14		①・2・3・4	
05	2		乾燥機	1	5	5	11	700,000	7		①・2・3・4	
06	6		保冷庫	1	5	5	11	200,000	6		①・2・3・4	
07											1・2・3・4	
08											1・2・3・4	
09											1・2・3・4	
10											1・2・3・4	
11											1・2・3・4	
12											1・2・3・4	
13											1・2・3・4	
14											1・2・3・4	
15											1・2・3・4	
16											1・2・3・4	
17											1・2・3・4	
18											1・2・3・4	
19											1・2・3・4	
20											1・2・3・4	

注意「増加事由」の欄は、1.新品取得 2.中古品取得 3.移動による受入れ 4.その他のいずれかに○印を付けて下さい。

2……大正　4……平成

年号
４…平成　５…令和

耐用年数
・ビニールハウス（構築物に該当するもの）
　骨格部分が金属造　14年
　〃　木造　5年
　〃　その他のもの　8年
・機械及び装置（資産の種類『2』）に該当する農業用設備については、全て7年です。（参考：Ｐ３）

電算処理による申告以外は、この欄の記入は不要です。

「増加事由」
１…新規取得　２…中古品取得
３…移動による受入れ　４…その他

資産の種類
償却資産の分類に応じ、１～６の数字を記入してください。（参考：Ｐ１）

この欄の記入は不要です。

資産の名称等について
確定申告における減価償却資産として必要経費に算入している資産のうち、家屋や車両を除きます。

申告対象（例）
・ビニールハウス・乾燥機・もみすり機・ポンプ・ボイラー・保冷庫・パソコンなど

申告対象外（例）
・農舎・トラック・生物（牛・果樹など）
　乗用装置のある、トラクター・コンバイン・田植え機などの農作業用自動車は、申告対象外です（軽自動車税の課税対象となります）。
　ただし、農耕用作業車で最高速度が35㎞/h以上のものは、申告対象です（参考：Ｐ５）。

※少額資産も申告対象外です（参考：Ｐ２）。
・10万円未満で、その取得年分の必要経費としたもの
・10万円以上20万円未満で、１／３ずつ３年間の必要経費としたもの

取得価額について
・確定申告での減価償却計算の基礎となる取得価額と同一となります（※圧縮記帳は固定資産税の評価上では認められていませんので、実際の取得価額を記入してください）。

・本体価格だけでなく、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（据付費等の付帯費を含む）をいいます。

・消費税の取扱い
　消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税を含めた取得価額で記入してください。

Ⅲ　参考資料

1 償却資産の評価から税額算出まで

算出手順	解　説 計算例（P12、13 の償却資産申告書類等記入例から税額を計算）
1	**[資産ごとの評価額を算出]**　ｒ：耐用年数に応じた減価率→背表紙を参照 （１）前年中に取得した資産：評価額 ＝ 取得価額×（１ －ｒ／２） （２）前年前に取得した資産：評価額 ＝ 前年度評価額×（１ －ｒ） （１円未満を切捨て）
	Ｐ１３の種類別明細書２行目「太陽光発電設備」の価額は、次のとおりです。 令和６年度価額＝ 4,400,000 円×（1 － 0.127 ／ 2）＝ 4,118,400 円 令和７年度価額＝ 4,118,400 円×（1 － 0.127）　　＝ 3,595,363 円 令和８年度価額＝ 3,595,363 円×（1 － 0.127）　　＝ 3,138,751 円 ⋮ 令和 27 年度価額＝ 272,274 円×（1 － 0.127）＝ 207,507 円 ＜ 220,000 円 令和 27 年度の価額は、220,000 円**（取得価額の 5%）**になります。（評価額の最低限度→ P6）
2	**[課税標準額※の算出]**（注）課税標準額が 150 万円未満の場合、償却資産に対する税額は発生しません。 償却資産の課税標準額 ＝ 各資産の価額の合計（特例対象資産がある場合は、特例適用後の額で計算）
	太陽光発電設備と同様に算出した資産（フェンス工事）の価額を合計します。 4,118,400 円＋ 789,360 円＝ 4,907,000 円（千円未満を切捨て）…①
3	**[税額の算出]**（注）土地や家屋も所有している場合、それらの課税標準額も合算して以下の処理をします。 税額（百円未満を切捨て）＝ 課税標準額合計（千円未満を切捨て）× 税率（1.4%）
	税額 ＝ ① × 0.014 ＝ 68,600 円（百円未満を切捨て）

※　課税標準額：税額算出の基礎となるもの

２　賃貸住宅（アパート）における償却資産の例

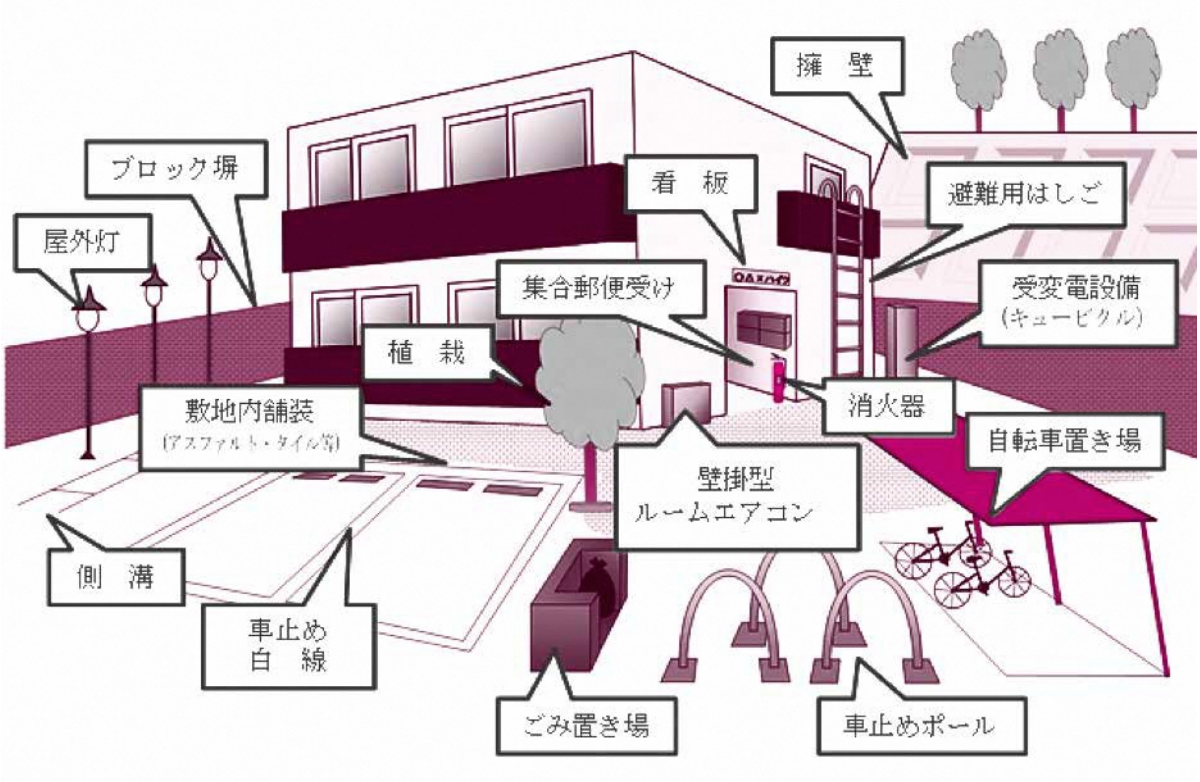

※（　　）内の数字は主な耐用年数

・敷地内舗装〈アスファルト舗装〉（10 年）　・敷地内舗装〈コンクリート舗装〉（15 年）

・ブロック塀（１５年）　・側溝（１５年）　・ごみ置き場（１０年）

・集合郵便受け（１０年）　・看板（１０年）　・壁掛型ルームエアコン(6年)

・受変電設備（１５年）　・擁壁（１５・３０・５０年）　・消火器（１０年）

・植栽（２０年）　・避難用はしご（８・１０年）　・車止めポール（１０年）

・屋外灯（１０年）　・自転車置き場（１０年）　・車止め白線（１０年）

・太陽光発電設備：架台に乗せ屋根への設置・地上や構築物に設置した場合（１７年）

※太陽光パネルについて、家屋と一体になっている建材型（屋根材）は、家屋に区分されます。

3　減価残存率表

「固定資産税評価基準」別表第 15「耐用年数に応ずる減価率表」から抜粋（法人税法等の旧定率法償却率と同様です。）

耐用年数	耐用年数に応じる減価率（r）	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応じる減価率（r）	減価残存率	
		前年中取得のもの（1 − r/2）	前年前取得のもの（1 − r）			前年中取得のもの（1 − r/2）	前年前取得のもの（1 − r）
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924

申告前に確認をお願いします。

- □ 申告書の連絡先を記入
- □ 申告書・明細書の所有者コード（本市が指定したコード）を記入
- □ 全資産の「取得年月日」「取得価額」「耐用年数」を記入
- □ 耐用年数等の修正があった場合、修正箇所を明示
- □ 添付書類(必要な場合→P9)

キリトリ線

442-8601
豊川市諏訪１丁目１番地
豊川市 財務部
資産税課　償却資産係　行

← 郵送で申告書を提出される方は、左のラベルを切り取り、封筒に貼り付けて送付してください。（切手貼付必要）